

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料表及び諸手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当）

ア 給料月額の改定

- ・国の引上げに準じた給料表への改定
- ・令和6年4月から改正条例施行までの較差相当分は差額分として遡及支給

イ 令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

- ・定年前三任用短時間勤務職員以外の職員
「100分の122.5」→「100分の127.5」（+0.05月）
- ・定年前三任用短時間勤務職員
「100分の68.75」→「100分の71.25」（+0.025月）

ウ 令和6年12月期の勤勉手当の支給割合の改定

- ・定年前三任用短時間勤務職員以外の職員
「100分の102.5」→「100分の107.5」（+0.05月）
- ・定年前三任用短時間勤務職員
「100分の48.75」→「100分の51.25」（+0.025月）

(2) 第2条関係（一般職の期末手当及び勤勉手当） ＊令和7年4月1日以降

ア 期末手当の支給割合の改定

- ・定年前三任用短時間勤務職員以外の職員
「100分の127.5」→「100分の125」
- ・定年前三任用短時間勤務職員
「100分の71.25」→「100分の70」

イ 勤勉手当の支給割合の改定

- ・定年前三任用短時間勤務職員以外の職員
「100分の107.5」→「100分の105」
- ・定年前三任用短時間勤務職員

「100分の51.25」→「100分の50」

(3) 第3条関係（任期付市費負担教職員の給料月額）

給料月額の改定

- ・埼玉県教育職給料表(1)の引上げに準じた給料表への改定

なお、給料月額の上限は、「定年退職後教職員」の額としているが、当給料表の改定により、「定年退職後教職員以外の教職員」の最高号給である29号給の額が「定年退職後教職員」の額を上回るため、「定年退職後教職員以外の教職員」の最高号給を21号給とする。

- ・令和6年4月から改正条例施行までの較差相当分は差額分として遡及支給

(4) 第4条関係（特定任期付職員の給料月額）

給料月額の改定

- ・国の引上げに準じた給料表への改定

3 施行期日等

第1条及び第3条 令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条 令和7年4月1日から施行する。

第4条 令和7年1月1日から施行する。

《参考》

期末・勤勉手当の支給割合の改定

	6月期		12月期		合計	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
令和6年度 (改正前)	1.225 (0.6875)	1.025 (0.4875)	1.225 (0.6875)	1.025 (0.4875)	2.45 (1.375)	2.05 (0.975)
令和6年度 (改正後)	1.225 (0.6875)	1.025 (0.4875)	1.275 (0.7125)	1.075 (0.5125)	2.50 (1.40)	2.10 (1.00)
令和7年度 以降	1.25 (0.70)	1.05 (0.50)	1.25 (0.70)	1.05 (0.50)	2.50 (1.40)	2.10 (1.00)

※支給割合の下段（括弧書き）は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である。

支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。